

第12回 国立市まちづくり審議会会議録

日時 場所 議題	令和2年2月13日(木)午前10時00分～午前11時20分 市役所3階 第1・2会議室 1. 諮問事項 (仮)国立市景観づくり基本計画案について 2. その他
出席委員 (敬称略)	福井会長、大木委員、中森委員、観音委員、倉本委員、西村委員、田邊委員、 北島委員、喜連委員、山川委員
事務局	江村都市整備部参事、町田都市計画課長、秋山指導係長、川島主任、土田主事
傍聴者	0名

<p>審議内容 要点記録</p>	<p>1. 諮問 審議案件 (仮) 国立市景観づくり基本計画案について <主な意見> ・市が景観づくりに取り組む意義について、市民に伝わるように記載していただきたい。 ・景観デザイン協議に関する仕組み作りについて、体制の整備や運用の検討を今後進めていただきたい。 ・文言については、審議会の中で出た意見も踏まえて整理を行うこと。</p> <p>2. その他 今後の(仮)国立市景観づくり基本計画案の改訂スケジュールを確認した。 次回審議会の開催日時を確認した。 旧国立駅舎の見学会のご案内をした。</p>
----------------------	--

第12回 国立市まちづくり審議会

福井会長 : 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第12回国立市まちづくり審議会を開催いたします。本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、市側を代表して都市整備部参事からご挨拶をいただきます。お願いいたします。

事務局 : 皆様、おはようございます。本日はご多忙のところ、お時間の都合をつけていただき、第12回国立市まちづくり審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより国立市政にご指導、ご協力を賜りまして、感謝申し上げます。

さて、本日の審議会につきましては、既にご案内しておりますとおり、諮問事項として、(仮称)国立市景観づくり基本計画案を予定しております。こちらは、12月に行われました第11回の審議会におきまして報告をさせていただきました素案について、審議会のほか市議会や市民説明会、またパブリックコメント等でいただいたご意見を踏まえまして、その後、検討作業を進めて、案という形でまとめましたものを諮問させていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

また、この後、お時間の都合のつかれる委員の皆様には、4月4日オープン予定の国立駅舎の建物内部を見学する時間を設けておりますので、ぜひご参加いただければと思います。

簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

福井会長 : どうもありがとうございました。

委員のご出席ですけれども、桂委員、田中委員、齋藤委員からご欠席の連絡を受けております。西村委員は15分ほどおくれるということになっております。

ただいまの委員の出席数9名ということで、したがって、条例第56条第5項の規定に基づいて過半数に達しておりますので、これより会議を進めさせていただきます。

それでは、事務局から本日の配付資料についてご確認をお願いいたします。

事務局 : 本日の配付資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送させていただきました資料の1枚目が開催通知、2枚目が議事日程、3枚目が、右上に資料1と記載があります(仮)国立市景観づくり基本計画案の冊子が1部になります。また、本日机上に配布しております当日配布資料1になります。不足等ございますでしょうか。

福井会長 : 冊子のほう、お持ちになっていらっしゃるでしょうか。大丈夫でしょうか。よろしいですか。

それでは、初めに、本日の審議会の公開について確認させていただきます。具体的な議論については部分的に非公開とすることも想定されますけれども、今回、非公開とする情報等は含まれませんので、公開する形で進めることにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福井会長 : では、特にないようですので、本日の審議会は公開とさせていただきます。
それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、資料説明をさせていただきます。

本日の説明ですが、事前にお配りさせていただきました案と、それから当日配付資料1を使って説明をさせていただきます。基本的には当日配付資料1をベースにご説明をさせていただきますして、ポイントポイントで必要に応じまして、計画案、資料1のほうをご参照いただくという形で進めさせていただきますと思います。

それでは、最初に当日配付資料1をご覧ください。資料の見方なんですけれども、一番左にナンバーが振ってありまして、ナンバー1から35まで振ってございます。こちらですけれども、市議会、それからまちづくり審議会、パブリックコメント等々でいただきました意見あるいは質問等を整理させていただいたものになっております。

番号の次に記載しているのが、どの部分に該当しているのかということ、それから次に、修正前ということで、素案で掲載されていたページ番号と意見の内容、それから右側は、今回の案で該当しているページ番号と対応について記載をさせていただきます。35ございますので、この35を全てご説明すると非常にお時間がかかってしまいますので、代表的なもの、重要なものをかいつまんでご説明という形にさせていただきます。

それでは1番目から順番にいきたいと思います。まず名称についてということで、副題についてなんですけれども、素案のときには「国立の素晴らしい景観を後世に引き継ぐ」と記載しておりましたが、こちらにつきましてご意見がついてありまして、「素晴らしい」というのは主観的な意見ではないかということと、今、景観を後世に引き継ぐということも重要ですが、新たにつくったものを育てていくという概念がこの言葉から感じられないので、将来を見据えて今の景観をより良くしていくというポジティブな言葉も検討したらどうかということでご意見を賜りましたので、修正という形で、すみません、こちら資料1の修正案のところの文言が逆になっておりますけれども、「国立の素晴らしい景観を後世に引き継ぐ」というものから「国立らしい景観を守り育て未来に引き継ぐ」という形に修正をさせていただきました。すみません、あと「景観を構成に引き継ぐ」の「構成」の字が誤りでございます。

続きまして2番になります。こちらが東京都の谷保の城山歴史環境保全地域と国立の城山公園が混同しているということでご意見をいただきまして、確かに事務局の中でしっかり整理ができていなかった部分もございましたので、こちらにつきましては、市のほうとしては、自然景観としては東京都の谷保の城山歴史環境保全地域を記載させていただき、城山公園につきましては、「くらしの景観資源」ということで、公園に位置づけて整理をさせていただきました。それから位置・形状につきましても再度確認を行いまして、計画書のほうに反映をさせていただいております。

それから3番になります。こちらはコラムのお話になるんですけれども、市民アンケートの結果がコラムとして取り扱われているが、例えば「市民意識にみる国立の景観」の結果を見ると、「周辺の環境と調和しない看板や広告、照明をなくしてほしい」という市民の意見が多いというまとめ方になっているが、この計画でアンケートの結果を踏まえ

て記載しているのかということで、アンケートの結果と、そこに対する市の説明に乖離があるというか、真摯に受けとめられていないのではというようなことでございましたので、そちらの部分、これは全体の見直しをさせていただくとともにご意見をいただいた箇所につきましては、案の14ページをご覧くださいませでしょうか。こちら、コラム3ということで、14ページの下段になりますが、黒ポチの1つ目です。「国立らしさをより感じられる景観づくりが求められている」というところの中で、「商業施設などに看板を設置する際には、周辺に配慮したデザインにするなど」という形で、景観に関する取り組み内容を記載させていただきました。具体的な取り組み内容につきましては、3章の各地域の「みちと沿道の市街地が一体となった連続性のある景観づくり」で記載しております。

続きまして4番ですが地域の住民を主体にしていくということが強く書かれていたが、景観づくりの主体となる人づくりの実現をするようお願いするというご意見をいただきましたので、こちらは73ページをご覧ください。73ページの(2)市民・事業者への景観づくりの普及と協働という中の文章の一番最後の2行になりますが、「これらの取り組みを通して、景観づくりに主体となって取り組んでいただけるような人づくりを進めていきます」という文言を記載させていただきました。

それから5番ですが、こちらは意見というよりは質問かなと思いましたが、重要な意見、重要な内容だと思いましたので説明をさせていただきます。こちらは、行政が優先的に実行するもの、それから実行する主体は行政以外だけなんですけれども、そのサポートをするもの、あるいは、実現は難しいが取り組んでいきたいものということで書き分けをさせてもらっています。具体的には「誘導します」とか、「促します」とか、「取り組みます」とか、「推進します」とかという言葉を市の中でしっかり整理をした上で、今回、計画書の中で書き分けをさせていただいております。

それから6番ですが、主語がはっきりしないところがある。誰がどういうふうに進めていくのかわからないということでご意見をいただいております。これは、どこにということではなくて、冊子全体の中のお話だったかと思うんですけれども、今回、冊子全体の中で、文章が、ちゃんと主語と述語がしっかりしているのか、どういう目的なのかということわかるように、文章全体を整理をさせていただいております。

続きまして7番になります。「はじめに」ということで、アンケート調査の「はじめに」の文章で、アンケート調査の結果の後ですばらしい景観だと説明した後に、条例の説明を入れて、国立の現状を説明すると話がスムーズになるということでご指摘をいただきましたので、これは2ページになります。2ページが、全体的な文章を整理させていただきましたので、アンケートの後に、「都市とみどりが共存した国立の景観は」ということで文章を整理させていただいております。

続いて、次がわりと重要なところだと思うんですけれども、8番につきましては、景観の定義についてということで、国立のすばらしい景観を守るために知的財産を制限するようなことはないのか。半公的空間と記載があるが、これは100%私的空間である。図についても再検討することということで、審議会と、それから議会のほうから同様の意見をいただいております。こちらにつきましては8ページをご覧ください。8ページに

「景観とは」ということをご説明をさせていただいておりますが、主に後半の部分につきましては、従前の景観の記載の中では半公的空間という形で記載をしておりましたが、そちらにつきましては沿道空間ということで表現を改めさせていただくと同時に、下のほうに、点線から外については私的な領域ですよという形で記載をさせていただきました。

また、これ以外でも、この計画の位置づけということで、あくまでこちらの計画につきましては、景観づくりの基本的な考え方を市のほうで記載したものであるという形で位置づけをさせていただいております。

あわせて9番で音の話が出ていたかと思いますが、音につきましては、あくまで景観を構成する要素だとは考えていますが、景観づくりの対象とはしておらず、景観づくりの対象となるのは、基本的には公共空間から目に見える範囲であるというふうに考えております。

それから10番につきましては、国立の地形構造ということで、図が少しわかりにくい、表記がというようなご指摘をいただいたかと思うんですけども、こちらのほうはわかりやすいように整理をさせていただきました。

それから11番、国立の地形構造に、国立は地盤が強固ですといったことが書いてあると安心すると思ったというご意見をいただきましたが、こちらにつきましては、その記載の仕方について検討を行いました。国立全体を見渡したときに、確かに強固な傾向にはあるかと思いますが、やはり地域差があって、必ずしもそうとも言い切れない場所もあるだろうということで、そこまで断定するのはどうかということで、地盤が強固というような文言については記載をしないことで整理をさせていただきました。

それから12番、13番についてはご質問かと思われましたので、説明を割愛させていただきます。

それから14番についても割愛させていただきます。

15番もご質問かと思しますので、これは以前の審議会の中で説明をさせていただいていると思しますので、割愛をさせていただきます。

それから、16番ですが、公園の中に野球やテニスコートなども含まれるので、そういったことも記載したほうがいいのではないかとということでご意見をいただきましたので、25ページの「地域の潤いやコミュニティの拠点となる身近な公園や緑道」という説明の中に、下段2行になりますが、「野球場やテニスコートなどのスポーツ施設が整備された公園では、市民がスポーツを楽しむことのできる環境があります」ということで記載をさせていただいております。写真につきましては、今、3枚載せておりますので、この中の1枚をそういったスポーツ施設の写真に差し替えを検討しております。

続いて、当日配付資料1の2枚目になります。17番ということで、方向性2の「骨格となるみちのシンボル性の向上」とあるが、シンボル性の前に安全性というものをに入れてほしいと。あわせて、34ページの表現は自転車が先に書いてあるが、これは歩行者を先にすべきだと思うということでご意見をいただいております。

こちらにつきましては、文言の記載について検討を行ったところではあるんですけども、安全性というのは重要ではありますが、景観においては前提であるということで、

その前提のものをあえて記載をしなくてもというようなことの整理に落ち着きましたので、この計画書の中では記載しないという形で整理をしました。ただ、安全は大前提だというのは踏まえております。それから自転車と歩行者の記述につきましては、歩行者と自転車ということで記載を改めさせていただいております。

続きまして、18番、19番は質問かと思いますので割愛します。

続きまして、20番、方向性6についてということで、方向性6で「周辺に比べ高さや大きさのある建築物の景観的工夫」とあるが、ここで言っているのは公共施設と大規模団地というような2つの大きなテーマに限定していて、商業ビルやマンションのような単体で周辺から突出してしまうような建物を対象にしていない。対象にするべきであるということで、こちらにつきましては、ご指摘をいただきまして、修正をさせていただいております。

ページでいきますと、37ページをご覧ください。37ページの下段になりますけれども、方向性6「周囲に比べ高さや大きさのある建築物の景観的工夫」ということで、黒ボチの3つ目になりますけれども、「大規模な建築物の建築を行う際には、関係者と連携・協働し、周辺の景観と調和するよう誘導します」という形で文言のほうを記載させていただきました。

続いて、同じく方向性6で「大規模団地を中心としたまちづくりを行う際には」とあるが、読んだときに大規模団地をまたつくるのかと思った。読み込めば再開発の話だとわかるが、「再開発等」と書いたほうがいいということなんですけれども、素案の文言では、市が積極的に新たな大規模団地を中心としたまちづくりを行うような文言にとれましたので、文章全体を整理させていただいて調整をさせていただいております。

続きまして、22番、将来像のイラストについてなんですけれども、将来像のイラストについて、わりと既存の今の状況を描いているように見えて、どの辺の将来を描いているのかというのがわかりづらいということでご意見をいただいております。

イラストの扱いについては庁内の検討会の中でもかなりご意見をいただいた中で、表現をしていくというのがなかなか難しいなということで事務局のほうで判断をいたしましたので、いいイラストではありましたが、今回、イラストの掲載については見送りという形で整理をしております。

続きまして、23番、24番は省略させていただきます。

それから、25番ですが、北大通りなど近隣市を抜ける道路については、「近隣市との連携」という言葉を入れてもよいのでは。「一体的なにぎわいのある景観づくりを推進し」というのを膨らませてもよいと思ったということでご意見をいただいております。

こちらにつきましては、42ページをご覧くださいませでしょうか。こちら、ご指摘をいただいた箇所が、42ページの「骨格となるシンボル性の向上」ということで、北大通りに関するお話ですが、こちらにつきましては、北大通りに限らず、国立と近隣市をつなぐ道路等々は複数あることから、これらの道路について全て同じような文言を設けるというのはあまり現実的ではないのかなと思われましたので、個別の道路について他市との連携ということは特に記載をしない形にしました。しかし、他市との連携は考えているのか、どうするのかという点につきましては、77ページをご覧くださいませしょう

か。こちらの中で、関係自治体との連携ということで、近隣市との連携であるとか東京都の連携、それから国等々との連携ということで記載をさせていただいておりますので、個別の道路についても、これらの連携を図りながら、景観づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、26番ですが、富士見台地域についてということで、富士見台団地についても今後建替えが進んでいくと思うが、もう少し重点的に記載する必要があるのでは。方針の中で「団地内に残されたみどりなどまとめて残されている樹林地を保全し」と書かれてはいるが、既存の緑を残すとか具体的なところをうたっておいたほうがいいのではないかとご意見でございます。

大規模団地のあり方につきましては、ご意見を受けまして、全地域で記載を、加えさせていただいております。具体的にはどういうところかということ、例えば北地域なんかでいきますと、43ページの下段、「周囲に比べ高さや大きさのある建築物の景観的工夫」ということで、「大規模な敷地では」というような形で設けさせていただいておりますし、他の東・中・西であるとか富士見台地域についても、該当するような大規模な敷地があるところについては同様の記載をさせていただいております。

ただ、既存の緑を残すということにつきましては、基本的には残していただくのがよろしいかとは思いますが、やはりメリット・デメリットがあることから、表現の仕方としては、隣接する住宅地との連続性とか周辺環境との調和という形の表現にとどめさせていただいております。

それから、27番ですが、骨格となる道のシンボル性の向上ということで甲州街道の再整備のお話がある中で、昔の通りに戻すのかと。昔の少し不便だったときの通りに戻すのかといったご意見がありましたが、市としてはそういう意図ではなかったので、歴史的な面影と言ってしまうといろいろな解釈があるということなのかなと思いましたので、54ページをご覧くださいたいんですけれども、上のほう、「骨格となるみちのシンボル性の向上」ということで、甲州街道につきましては、「歩きやすい歩行空間を整えるとともに、国立の歴史的な面影を感じることでできる舗装や街路灯などのデザインとなるよう関係者へ働きかけを行います」というような形にさせていただきました。これは都道ということもございますので、市が直接というよりは、関係者ということで都のほうへ働きかけていきますということで記載をさせていただいております。

続きまして28番ですが、方針図に名前が入っていないということにつきましては、60ページをご覧くださいませでしょうか。こちらが景観づくりの方針図になっております。国立駅、矢川駅、谷保駅、それから多摩川を記載し位置関係のわかりやすいものとさせていただきます。

それから29番は、南部地域にある「歴史的資源を中心とした景観づくり」とあるが、どういう意味なのか。建物の素材や色も私的財産権に制限を加えるようなことだけはやめていただきたいということで、これは主に議会から出た意見ではありますが、こちらにつきましては、市としては、歴史的な価値のある建築物などを保全し、その周辺につきましては、資源を中心に調和した景観づくりをしていきたいということで、その誘導をしていきたいという、あくまで考え方を示したもので、私的財産を制限するようなもの

に踏み込むような内容とか意図ではございませんという形で整理をさせていただいております。

それから30番につきましては、景観的資源ということで、旧国立駅舎のお話ですが、駅舎は当然シンボルでもいいと思うけれども、その周辺も含めての国立の景観だと思うので、そういうことも考えたほうがいいのではないかというご意見だったかと思うんですが、こちらについては、今後、必要に応じて検討を進めていきたいと。

31番は単純な差し替えですので、割愛させていただきます。

続きまして32番になります。広告物の届出規模についての記述がわかりにくいのでわかりやすく記載することとありましたが、この届出規模につきましては、景観形成条例の施行規則で定めているということもございましたので、計画表への記載を見送ることといたしました。その表を削除した関係で、説明文については基準を整理しまして、広告物も届出対象ですよという説明にとどめることといたしました。

それから、同じく同様のお話で33番につきましても届出対象行為が、建築物については規模が決まっています、建築物という定義があるので明確だが、工作物については建築基準法上対象のものを届出対象としているが、対象外も届出対象とする必要があると思うということでご意見をいただいております。こちらが、景観計画というよりは景観形成条例の施行規則で記載をしておりますので、こちらにつきましては、今回の計画書というよりは施行規則の中で、必要に応じて見直しを図っていきたいと考えております。

続きまして34番ですが、こちらはご質問であるかと思しますので割愛させていただきます。

最後に35番につきましては、こちらはパブコメでいただいたご意見、さまざまなご意見をいただいている中で、前半のほうは、わりとご意見をいただいた方の考え方が記載されているかと思しますので、こちらについては、どちらかということ、ご意見として真摯に受けとめさせていただいて、後半の部分につきましては「本素案は景観づくりに関するものであり、その中でどれだけ触れるかというのはあると思いますが、国立市としての街づくりの独自性の追求、そのための民間事業者の活用という視点が大事であり、そのような内容がもっと盛り込まれていればと感じました」ということで書いてあります。

こちらにつきましては、景観づくりにおいては、今回の計画書全般に通じていますけれども、関係者との連携・協働が重要であると考えております、その考え方につきましては必要に応じて計画書の中で十分に記載をさせていただいておりますという形で整理をさせていただきました。

以上が、審議会、それから国立の議会、パブコメ等々でいただいた意見と、それを踏まえて市のほうでどう対応していくとか、案の中でどう取り入れたかという形で整理したものとっております。

説明は以上となります。

福井会長 : どうもありがとうございました。

事務局から基本計画案につきまして、審議会、議会、パブリックコメントを踏まえて、

修正点を中心にご説明いただきました。

本日は、まず、今ご説明いただいたものも含めて、資料1の計画案についてのご質問、ご意見をいただきたいと思っております。その後に、この計画案を承認するかどうかということで、最後、確認したいと思っております。

それでは、ご質問、ご意見につきましては挙手をお願いいたします。田邊委員、お願いします。

田邊委員 : 基本計画案の42ページ等に出てくる文言ですが、42ページの一番下のセンテンスですけれども、「地域住民との連携・協働による公園等のみどりを維持」という、このタイトルが、国語としてどうか。「みどりの維持」だったらいいと思うんですけれども。全く同じセンテンスが各所に出てくるので、そういうことも含めて校正をされたほうがよいかというのが1点です。

それと、これまでの意見とは少し違うところですが、43ページのやはり一番下のセンテンスになりますけれども、「質の高い景観づくり」というのが、私もこういう計画書等のお手伝いをするときに、「質の高い景観って何ですか」とよく聞かれることがあるんですね。例えば道路を石材に変えるとか、そういうことが質が高いというふうに考えている方もいらっしゃるの、質が高いというのはどういう状態なのかということ、ここに記載する必要はないかもしれないですけれども、担当される方がきちんと理解して説明できるようにしておくことが大切かなというふうに思いました。

それと、これも今後の課題として検討いただければいいことだと思うんですけれども、74ページのところに「景観担当部署による公共施設等の景観デザイン協議」という項目があって、これは公共施設の景観配慮を高めていく上で非常に重要な仕組みだと思うんですけれども、この仕組みがきちんと確立していないと、例えば同様の規模でも協議の対象になったりならなかったりすると、非常に庁内の不公平感というの生まれまますし、こういうことがあること自体を多くの方が共有できていないと、何だ、そんなことあったのというようなことになりかねないので、これはどういう施設が対象になって、どういう時期にどういう協議を行うというのをしっかりと整理して庁内で共有できるようにしておかないと、せっかく仕組みがあってもうまく回っていかないと思いますので、そういった条件づけみたいなものをきちんと整理しておく必要があるかなということ、以上です。

福井会長 : ありがとうございます。日本語についてはもう一度、再確認していただくということ、よろしいですね。

それから「質の高い」は、後で大丈夫ですか。

事務局 : 「質の高い」につきましては、今、少し漠然とした形で、景観条例だったり施行規則の中でチェックしている項目があると思いますが、そういうものがベースになるかと思っていて、具体的には、ガイドラインのところ、その辺を整理していく形になるのかなと思っております。今回は基本計画ということもあるので、概念的な言葉の整理までにとどめさせてもらえればと思っております。

福井会長 : 本来は、「質の高い」ということは、その場の状況に応じてふさわしい空間構成とか、材料とか量的な充足だけでないということですね。その読み取りも含めて考えなければ

ならない概念だと思しますので、その点は事務局の中で整理していただいてよろしいですか。

事務局 : 承知しました。

福井会長 : それから、3つ目の景観デザインの協議ですけれども、基本計画のレベルではこういう書き方になるんでしょうけれども、体制の整備と運用について、すぐにでもとりかからなければならないというご指摘だと思うんですけれども、それも、この基本計画の中というよりは、事務局として引き受けていただくということによろしいですか。

事務局 : そうですね。公共施設のほうが、国立市内の公共施設が再編の時期に差しかかっておりまして、これからどんどん動き出すような状況になってきているんですね。今、公共施設の再編ですと建築営繕課が主体となって動いてございますので、その建築営繕課とはいろいろ話をしながら、これまでも、外壁の塗り替えをどうするのか等、相談してありましたので、そこも少ししっかりした仕組みづくりの中でやっていけたらなと考えております。

福井会長 : 山川委員、お願いします。

山川委員 : 2ページに「景観の方向性」という日本語がありますが、これを読んでいて、少し違和感があって、それは景観づくりの方向性なんです。景観づくりの方向性というのは、2ページの下「このように」というセンテンスのところの3行目、ここを「景観づくりの方向性」ということにしてほしいのと、それから、次の3ページの上「改訂の視点」のところ、2番目の黒ボチの「国立のコンパクトな面積を活かし、まちや道路の景観ごとに空間イメージを持てるような」、ここも「景観づくりの方向性」だと思います。

それと、一番思っているのは、下の緑のところの表の3番のところ、「地域別の景観づくりの方針」というところで、ここも「景観の方向性」と書いてあるんだけど、「景観づくりの方向性」と書いたほうが、下のまちづくりのタイトルと一緒にになるので、日本語として自然だと思います。

それから、2ページの最後のフレーズのところ、「現行計画の理念や思いを継承しつつ」というところが、これは実は主語がないですね。これは多分、主語は「本計画は」じゃないかな。「本計画は、現行計画の理念や思いを継承しつつ、改めて国立の景観づくりの大きな方向性を示す基本となる計画です」というのがいいかなと思います。

それから8ページ、1)の「景観とは」というところの黒い字のところの最後のところなんですけど、「時間の変化(季節・昼と夜)」と書いてあるところが、文言として少し不自然なんです。括弧書きはなるべく避けたほうがいいので、そこは素直に「季節や昼と夜といった時間の変化」と書けば、括弧をつけなくて済むし、読むとスムーズだと思います。

それから、最後ですけれども、36ページ、一番上の方向性3のところ、最初の黒ボチ、「駅周辺や商店街など」と、さらっと書いてありますが、これだと普通のまちと全然変わらないんですけど、「駅周辺や」というところの前に「旧駅舎をシンボルとした駅周辺」と書くと、国立らしさが出ていいかなと思いました。

以上です。

福井会長 : ありがとうございます。

2ページについては、「方向性」というものは「景観づくりの方向性」ということで統一していただきたいということでしたので、これは修正していただければと思います。

それから2ページ下から2つ目の段落の主語ということで「本計画は」、これも1つ修正。

それから8ページの書き方ですね。時間の変化についての説明も、そのようにしていただければと思います。

36ページの方向性3ですが、こちら、ご提案ありましたけれども、これについては、事務局ではそのようなことでよろしいですか。

事務局 : はい。

福井会長 : 駅は国立以外の可能性もあると思うんですけども。

事務局 : 国立以外の駅も含めているので、少し書き方を考えないといけないかもしれないです。それを含めてのにぎわいのあるまちなみづくりという形で考えております。

山川委員 : なるほど。お任せします、提案ですから。

福井会長 : 少し考えていただいて、そういったニュアンスも入ったほうが、当然、国立の個性の話ですから、できるだけ具体的な文言が入っていたほうが効果的だと思いますので、それは検討していただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。倉本委員、お願いします。

倉本委員 : 自然の側から2点ほどあります。まず45ページをご覧ください。歴史的資源を中心とした景観づくり、一橋大学について書かれていますけれども、一橋大学は、市民にとっては、おそらく建物だけではなくて、大きな木があるとかということも大事で、女子大学院生が座り込みをして、市内の自然保護団体がみんな一橋大学に終結した、ヒマラヤスギ伐採するかどうかという、そういう問題が何年か前にあって、一橋大学や関係者は懲り懲りしているようですけれども、そういうことがこれからもあると思うんですね。

ヒマラヤスギを僕は残すべきだとは思っていないんですけども、危険が多い、倒れたり、枝が落ちたりする危険があるので。ですけれども、一般の方は、大きな木は大事だということに思われますので、これからもトラブルがあると思うんですね。そういうときに、調停してあげる人がいないと、これからも直接、力と力がぶつかるような場面になって、最終的には市民が一橋大学の校内から排除されていくことになるんじゃないかと思しますので、それが1点です。

それからもう1点は、「保全」という言葉が45ページのその下の雑木林、それから53ページ、56ページに使われていますが、「保全」という言葉は、本来は厳正保護じゃなくて、使いながら維持していくということなんですけれども、一橋大学は、卒業生の方たちが植生管理を、東京農工大学の名誉教授の福嶋先生に指導してもらってやっているんですけども、それ以外のところは現実的には管理ができていない。一橋大学も皆さん高齢化していて、なかなか管理ができなくなりつつあるように思います。

そのときに、雑木林はもともと使われていて、今よりずっと小さな木だったわけで、こういうことを目標にするのかということ、将来的にはというか、決めないと、協働はできないので、ここに書くべきことではないかもしれませんが、「保全する」と言うのは比較的簡単かもしれませんが、保全の中身を決めていく、そしてその過程で連携や

協働の仕組みをつくっていくということが必要で、それはこちらの都市計画の側だけじゃなくて、環境の側や、もっとほかのセクションも一緒にやっていただきたいと思っています。緑の基本計画も改定しなければいけないので、そのときには一緒にやりたいものだと思います。

福井会長 : ありがとうございます。主に45ページの話になりますけれども、これは具体的に、こちら側で何を書き込んでおくと、緑の基本計画側で参照できるかといいますか、うまく連携できるかという観点で、どういう文言がふさわしいでしょうか。

倉本委員 : まず上のほうは、その歴史的資源が建築だけではなくて、自然物も含めて歴史的資源だというような書き方にできないかということです。

それから下のほうは、どういう目標なのかが少しでも入れられれば、多分、やっぱり同じことで、雑木林の手入れをしたら、それに対する反対というのがいっぱいあって、すぐできなくなってしまふ可能性が高いと思うんですね。ですから、ただ「保全」と書くだけではなくて、一部は昔の状態に戻せるようにとか、そういうことがあったほうがいいと思います。雑木林の木は、カシノナガキクイムシというキクイムシが、首都圏にはいなかったんですけど、それが昨年ぐらいに東京にも入ってきていまして、それは大きな木にキクイムシが集まって、大きな木から枯れていくんです。今あるコナラの木とか、みんな大きな木なので、現状だと枯れていくことが予想されるんですね。枯れてから手を打つのは大変なので、そういうことがどこかに書いてある必要がある。だからそれは、「連携・協働のもと、目標を定めて保全に取り組みます」とかかなと思います。ただ「木を切ります」と書いたらきっと苦情がいっぱい来ってしまうと思いますので。

以上です。

福井会長 : なかなか緑との仕分けが難しいところではあるんですが、そうすると、1つ目の歴史的資源のほうは、「建築物並びに自然環境を含む歴史的資源」というふうには書けばよろしいですか。

倉本委員 : はい。

福井会長 : それから2つ目のほうは、「その保全に取り組みます」のところですけども、「連携・協働のもと、適切な目標を定めて、その保全に取り組みます」ぐらいだったら、こちらに書いても大丈夫じゃないかと思うんですが、それでよろしいですか。

事務局 : はい。

福井会長 : ありがとうございます。倉本先生には緑のほうとの連携を図っていただきたいので、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。北島委員、お願いします。

北島委員 : 19ページなんですけれども、すごく細かい話ですが、すみません。「昔から続く伝統文化である祭礼」というところで、「冬には『どんど焼き』があり」ということで、谷保第三公園でやっているどんど焼きというのは、市民祭りと同じぐらいの歴史しかないんですよ、四十何年ぐらい。南部地域でやっている、青柳だとか天満宮のほうは昔からやっていた、どれが何かはよくは知りませんが、ですので、これはどちらかというところ、その後の「文化や芸術に親しむことのできる市民活動」とかに近い内容なのかなと。それ以前にあったどんど焼きがなくなって、集まってここでやり始めたという経緯も若干あ

るようなので、このどんど焼きの経緯のところについては、若干、どう判断でもできるというところがあるかと思えます。

あと、写真の注釈が「どんど焼き」になっているので。

正式名称は「賽の神どんど焼き」になっていたと思うんですけども、まあ、そこまでは突っ込まなくてもいいのかとは思いますが。

ですので、この「昔から続く伝統文化である祭礼」のところにはどんど焼きを入れるとしたら、南部地域の天満宮とか青柳のどんど焼きのことを指したほうが正確であって、その後の「文化や芸術に親しむことのできる市民活動」のところには第三公園のどんど焼きを入れるほうがいいのかなど。ただ、それを2つ入れることがいいのか悪いのかは少し難しいところなんですけれども。

福井会長 : この部分、私どもは経緯を存じ上げませんが、その伝統あるほうを例として挙げていただくということで事務局はよろしいでしょうか。

事務局 : そうですね。ここは伝統あるということで取り上げておりますので、「谷保第三公園」という表記であったり、写真の差し替えという形で対応させていただきたいと思えます。

福井会長 : 入れるとすれば、その流れをくむとかというふうに。

北島委員 : そうですね。

福井会長 : 入れていただくと。文章の量もありますので、少し事務局で検討してください。ほかにいかがでしょうか。じゃあ、西村委員、お願いします。

西村委員 : 内容というか、この上位の計画にある話なのかもしれないので、少しピントがずれていたら申しわけないんですけど、この景観計画をつくっていることと、今の世の中の関連は、この上位計画に書いてあるんですか。

福井会長 : それは4ページあたりをご覧くださいと……、私もわかりにくいと思っています。

西村委員 : というのが、景観計画とか、その国立の魅力みたいなものって、今の、例えば働き方改革とか、そういうワークとライフのバランスをとりましようとかという話が世の中でだんだん盛り上がってきている中で、国立で生活する楽しさとか良さって、多分、そういうバランスのとれた生活ができるまちですよというのが1つの魅力だと思うので、それが、今、世の中で盛り上がっているからこそ、こういう景観とかをより充実して国立での生活をもっと楽しくしましようみたいなものが……、上位にあるのか、この景観形成基本計画ですか、これに入るがいいのかは少しわからないんですけども、そういうものに少し触れられていると、こういう景観とかをやる意味がもう少し、すごく親しみやすくイメージできるのかなと思ったんですけど、単純にそういう……。

福井会長 : はい。環境ありきで始まるのではなくて、それを享受できるということの価値を前提に置いてこの計画を始めたほうが、趣旨がわかるのではないかというご意見かと思えますけれども、これは事務局としてはいかがでしょうか。少し頭のほうに文言を加えますか。

事務局 : 上位になりますと、4ページの一番初めに書いてあります総合基本計画と第2次基本計画というのがありまして、こちらに、高齢者の関係だとか、子育ての関係だとか、市の総合的なものがありまして、まずこれが上位になっております。その中の1つとして、景観の概念がこの総合計画の中に入っていますが、今、その部分だけ抜き出している表現になっているので、西村委員がおっしゃったようなことであれば、その総合基本計画の

中で市が目指しているものとか一言入れたほうが、その位置づけがわかりやすいというようなご指摘であれば、その辺のほうは、もともと上位計画のほうに文言がありますので、そこから、市の魅力だとか、そういったものの中の1つだよと。国立ブランドとかという表現もございますので、その辺は事務局のほうで整理させていただきます。

福井会長 : そういう形でよろしいですか。

西村委員 : はい。

福井会長 : ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。大木委員、お願いします。

大木委員 : 49ページの富士見台地域について、既存の緑を残すメリット・デメリットとありますが、どういったことを想定しているか教えていただけますか。

事務局 : 当然、既存の緑を残すというのは、緑の保全というところでもいいということと、あとは、国立は緑が多いからいいんだよねということを言っている市民が多いので、そういう意味でも、基本的には緑を残すというのは非常にメリットが大きいことだと思っています。

ただ一方で、樹木が適正な管理がされていなくて伸び放題になってしまう。例えば、大規模団地の話と変わっちゃうかもしれないですけども、崖線なんかは、緑を保全しろ保全しろと言うんですけども、やっぱりその管理が、民間なので、その所有者にかかってきていて、その所有者の方が高齢化してきて管理がままならないというような状況が、今、起きつつあるということがあるのと、あとは大規模団地なんかで言うと、例えばなんですけれども、URの富士見台団地が東のほうにありますけれども、あそこがさくら通りに沿って大きな木が植わっているんですけども、実はあの木が街路樹の成長を少し阻害するようなところも見られていて、そうすると、立派な樹木なんですけれども、それを残すことのデメリットというのもあるかなというところで、メリット・デメリットがあるという形で表現をさせていただきました。

大木委員 : わかりました。ありがとうございます。どういう書き方が適しているのか非常に難しい問題で、私も答えがあるわけではないのですが基本的には管理の話だと思います。今後、建替えをしていく中で、当然そういうものを管理しながらどう残していけるかというところは非常に大事な観点だと思うし、それが景観づくりにつながることであるので、単に残す残さないという議論よりは、枝の剪定や間引きなども含めて適切な管理をしながら保全をしていくなどの書き方もあるといいのかなと思いました。

この辺はガイドラインでもう少し具体的な示し方をされると、イメージしやすいのかもしれない。

福井会長 : ありがとうございます。

ついでに便乗して私の意見も申し上げるんですが、やはりほかの市外のところも含めて、戦後に開発されたような大規模団地で、緑が地域にとってかなり重要な環境要素になっているケースで言いますと、四、五十年たって、そろそろ管理の限界を迎えているところがあります。それは樹木と同時に施設も限界なので建てかわるんですけど、そうすると、ほっとくと全部ぱっさりいってしまうんですね。残って敷地の端っこにある、建築にかからないようなものだけということになるのが非常に多いんですね。

大木委員がおっしゃられるように、適切な管理をしながら保全をしていくという表記

が多分必要で、そのぐらい踏み込んで、この基本計画に書いておかないと、開発側としては全部切りたいのは当然ですから、残るものも残らないんじゃないかなという危惧を私も持っているものですから、もう少し踏み込んで書いていただく。ここでは適切な管理を前提として、できるものは保全していくというニュアンスのことを書き込んでいただいたほうが、この国立にとっては非常に重要な景観要素であるということ踏まえると、そこまで書いたほうが国立にとってはいいんじゃないかなというふうに、これは一委員としての意見ですけれども、私もそう思います。その辺も検討していただけますでしょうか。

事務局 : はい。そこにどんなふうを書くかというのはあるんですけども、ご意見としては非常に貴重なものと受けとめましたので、書き方を含めて検討させていただきます。

福井会長 : ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。じゃあ、喜連委員、お願いします。

喜連委員 : 今と同様の意見ですが、確かに今度の、この基本計画案では、例えば8ページでは、公的空間と沿道空間を一応概念をわけて、それも含めた範囲を景観づくりを対象とすると明快に書いてありますし、それから先ほどの45ページにあるように、郵政研修センターとか一橋大学の緑の保全にまで関与していくという取り組み、現実にはできるかどうかは少しいろいろ問題があるんですが、そこまで書いてあるということは、この基本計画そのものが、一度質問にありましたように、私的財産にまで踏み込むのかということに対する答えというか、それに対して踏み込みますよという、実は概念があるわけですね。だからそのところをもう少し明快に、かつ、いや、それは私的財産の制限ではなくて、財産制限ではなくて、むしろ財産価値を上げることにもつながるような1つの取り組みなんだというふうなことを、やっぱり少し説明を入れたほうがいいような気がいたします。

福井会長 : そうですね。今日の資料で言うと29番ですが、議会からのご指摘だということで、大分全面的に従った回答になっていますが、やはり景観法は、これは中森委員のご専門かもしれませんけれども、当然、私権と公共の福祉におけるにぎわいのところをどう調停するかという非常に難しいところを問われています。ですから、当然ながら、適切な範囲で私権の制限がかかると。そこについてはなるべく禁欲的であるべきという前回の議論もありましたけれども、それが全くないと言ってしまうと、そもそも景観法というものが成立しなくなってしまうと思いますので、この資料が出ていくのはやっぱり怖いですね。バランスをとって、過度な負担にならない範囲でやるんだということを、この審議会としては宣言をしたいというふうに思いますので、これを修正するのか、あるいは喜連委員おっしゃるように、財産権を尊重するけれども、全体の価値を上げるために、できることについては協力をしていただくということを書くか、それは少し事務局でご判断いただけますでしょうか。なかなか難しい内容になりますので。

事務局 : はい、中で検討させていただきます。少し即答が難しいお話だと思っています。

福井会長 : そうですね。ただ、景観に関する政策の本質についているところですので、それがなければ全く協力していただけなくなってしまいますから、よろしくをお願いします。

観音委員と中森委員から、まだご発言がありませんが。じゃあ、観音委員、お願いします。

観音委員 : 全般に言えると思うんですが、先ほどの、要するに文章の語尾がいろいろあるという。これはきっとヒエラルキーがあるんだろうと思うんですね。ですから、「目指します」から「します」まで、恐らくは「します」と言っちゃうと大変難しくなるので「目指す」と。その間に「図ります」というのもあるんですね。「誘導します」、「取り組みます」、それで最後に「します」というのがある。おそらく市のほうの自信のほどを表現しているのではないかと思うんですね。「目指します」と言ったら、何となく美しい目標という感じですけど、「します」と言っちゃうと、ほんとうにしないといけないですから、そういうのを、まあ、書くのはいいんですが、それに対して具体的にどうするかというのが、先ほどからいろいろな人の意見にもそれに近いことがあったんですけど、どうするかというハウがないですね。

だから、どうするか。例えば49ページとか、48ページ、47ページ、ここにいっぱいそういう、「にぎわいのある景観づくりに取り組みます」、それと非常によく似ているんですね。例えば49の崖線の緑のところは「景観づくりを進めます」ですね。「景観を維持します」。先ほどこういうのを整理しましょうと意見として書いてありながら、結局直っていないのかなと。

それから、もう一つ直っていないんじゃないかと思うのは、表紙が「国立らしい景観を守り育て未来に引き継ぐ」を「国立の素晴らしい景観を構成」……。

福井会長 : これ、逆なんです。

観音委員 : これ、逆ですよ。

福井会長 : こっちが間違っているんです。それが合っていて、こっちが間違っています。

観音委員 : こっちが、いや、だからそれもよくない。非常に基本的なところを間違えちゃいけないと思いますので、そういうことで、やっぱり文章構成法上も、非常にリダンダンシーが多いといんですか、同じようなことの繰り返しで、表現としては決して美しくないですね。だから、そのリダンダンシーをなくすという工夫も、こういうものが世の中に出ていくのであれば、大切なんじゃないかなという気がします。

特に、ほとんど末尾は「景観づくりを進めていきます」、「取り組みます」、「誘導します」ですか、「維持します」というのもありますね。そういうふうに最後の言葉が少し違うだけで、しかし、一体具体的にはどうするのかというのがもう一つ見えてこないという気がします。

個々も細かくはないことはないんですが、あまり細かいことを言うときりがありませんので、そのリダンダンシーについては少し考えていただきたいということです。

福井会長 : ありがとうございます。では、日本語についてはまた少し精査していただくということでお願いしたいと思います。

それから、これは私が言うことじゃないかもしれませんが、これは基本計画ですので、これに基づいて具体的な施策を進めていく、つまり施策を決めるときに、ここに書いてあればやるんだという、そのベースになる文書ですから、基本計画の中にはあまり具体的な施策の事業まで書き込まないという、そういう位置づけですので、それはご理解いただければというふうに思います。そういうことでよろしいですよ。ただ、やらないというわけじゃなくて、ちゃんとやりますということですけど。

観音委員 : きれいな文句だけ、きれいなことだけ書いてもしょうがないような。

福井会長 : それは全体の施策の中での位置づけということでご理解いただければと思っております。

ほかに。中森委員、お願いします。

中森委員 : 36ページですが、方向性4というところで「落ち着いたある住宅を中心とした景観づくり」とあって、説明が、低中層の住宅地は区画が整った緑豊かな住宅地だと、これを維持していくんだと、空き家対策もしていくんだという話だと思うんですけど、その目指す方向として、低層では緑豊かで周辺と調和した落ち着いた町並みだと。中層では「みどり豊かで周辺と調和した整ったまちなみを目指します」と書いてあるんですけど、違いがあまりよくわからなくて、これは結局、方向性を示しているわけだと思うんですけど、区画が整理をされていて、緑豊かであるという条件が整えば、あとは低層であれば、これは落ち着いたということになって、そして建物が中層だと、これは整ったということになると、もしそういうことなのだとしたら、書いている意味もあるのかなのかという感じなんですけど、いずれにしても、区画を整えて緑を豊かにしますよという話で終わる話なのか、それとも、より、例えば落ち着いた町並みにするためには、それにプラスアルファ、その低層の関係ではこういうことをやりますよということなのか、その「整った」ということとの違いというのがどこにあるのかなというところが少し見えづらいなと思ったので、どういうところを意図されているのかなと思ひまして、お伺いさせていただきます。

事務局 : まさにおっしゃるとおりで、低層については「落ち着いた」という表現で、それから「中層」については「整った」という形で書き分けをさせていただいたところでございます。方向性4について、他の方向性に比べると、少し書き方が弱いということはおそらく皆さんお感じになられているところかと思うんですけども、方向性4につきましては、基本的にはあまり大規模なものを想定していない、わりと個人の住宅の範囲のものを想定したもとなっているということと、あと地区としては、中・西・東、それから北ぐらいまでの範囲を想定したような方向性の示し方となっております……。すみません、失礼しました。富士見台ですね。これは何かというと、文教地区プラス、その周辺を構成されている基本的な住宅街で、個人のものが多いいということを前提にしたものになっているんですね。

大規模なものについては、方向性6のところで大規模団地とか大規模建築という形で示させてもらってしまっていて、こちらについては、まち情報だったりとか、景観条例の中でも、いろいろな市のほうの、まあ、市道だったり、あるいは関係者との協議が行いやすいというところがございますので、そういう書き方をしているんですけど、方向性4については個人のものというところで、現状、今の仕組みの中では、特に何かできるものがあまりないというのと、今後、ガイドラインをつくっていく中で、考え方はお示しは当然させてもらおうと思っているんですけども、制度として、多分それを強制的なところまで強く言えるような状況にはないと考えてしまっていて、市の考え方としてはこれなんですというところまでにとどまるのかなというところで、方向性4については、他の方向性と比べると少し弱いような書き方という形で整理をさせていただきました。

- 福井会長 : その違いはどうなんですかという……。
- 事務局 : 「低層の住宅地では」というのは、中・西・東のような文教地区を中心とした、その地域のお話で、中層の住宅地というのは、どちらかという富士見台地域と、あと北の一部なんかを想定しております、こちらの地域は、多少、団地だったり集合住宅が多いような地域で、わりと区画も整っているというところがございますので、なので中層については「整ったまちなみ」という形で表現をさせていただいております。
- 中森委員 : いずれにしても、区画が整っているというところは維持していきますよという、主としてはそういう方向だということなんですかね。
- 事務局 : そうですね。個人のところだと、究極的には、建物の配置だったりということまで、正直、踏み込みづらいなと思っていて、やれるとすると、主に沿道の緑化のところのかなと。まあ、緑化だったり、外構だったりということの中で、あと建物を少しでも周りとかと調和していただくような形をお願いするというのが、個人の住宅ですと、現状、言えるところのかなと思っていますので、言葉としては少し足りないところもあるかもしれないんですけども、これぐらいの範囲の形で整理をできればと考えております。
- 福井会長 : よろしいですか。
- 中森委員 : 低層であっても中層であっても、市の働きかけというか、方向としてはどちらも一緒と言えば一緒という……。
- 事務局 : はい。ただそれでも、低層の個人の住宅になると、市としても言う度合はかなりトーンが下がりますし、中層であれば、またそれなりに、多少なりとも影響を周辺にかけてきますので、その場合にはもう少し強い度合で言うということがあって、あとは、この表現も確かに淡泊なところがありますので、もう少し、例えば下の中層のところなんか、「整った建築物のまちなみ」とか、何かそのような形で、もう少し低層と中層の違いが見えるような形で書き分けはさせていただこうと思います。
- 中森委員 : わかりました。
- 福井会長 : ありがとうございます。特に中層の部分はマンションの事業者さんですとか設計者が読まれるところなので、そこは意識して書いていただいたほうがいいかと思います。
- 一巡しましたけど、ほかに言い忘れたことがありましたらお願いします。よろしいですか。
- 私のほうから1点あるんですが、大事なのは37ページ、方向性6ですが、「周囲に比べ高さや大きさのある建築物の景観的工夫」というところで、結論が、「地域のシンボルとなるような景観を目指します」とあります。大きいからといって必ずシンボルとなるわけじゃなくて、なるべくその存在感を低減する方向でお願いすることもありますので、それは両方読めるようにしなくちゃいけない、むしろシンボルなのは限定的な場合なので、そこを読み違えないようにしていただきたいと思います。じゃないと、事業者さんがシンボル性をこうやって確保しましたと持ってくる可能性が高いですね。
- 事務局 : 方向性6の説明の仕方については、今いただいたご意見をもとに、少し検討させていただきます。
- 福井会長 : 少し検討していただけますか。お願いします。
- 私からはその点だけが気になりました。全体として、もっと追加、あるいは補足のご意

見がありましたらお願いしたいんですけど、よろしいでしょうか。

観音委員 : 看板となるべくなくすと書いてあって、「ステキな看板」というのがどこかにあったんですが。僕は必ずしもなくさなくていいと思うんですが、ただ一つ一つの看板も、一生懸命デザインして、それぞれが魅力につながるような、ヨーロッパへ行くところとどういふところがいっぱいありますので、看板をどう指導していくかというのは難しいですけど、そういうのも大切かと思います。

福井会長 : どの辺にありましたか。

観音委員 : どこかにあったね、「ステキな」……。

事務局 : 31ページに記載しております。

観音委員 : で、その「ステキな」だけ片仮名で書いてあるんです。これもおかしな話で若者はこういうふうに書くことはありますけど、こういうことはしないほうがいい。「ステキな看板」の「ステキ」ですね。

福井会長 : 「すぐれたデザインの看板」にしましょうか。

観音委員 : そうなのならいいです。

福井会長 : どうぞ。

西村委員 : 8ページのこの絵の右側の私的な空間というのがあって、沿道空間というのが高い建物と低い建物であるんですけど、特にこの高い建物の下の階層は、そういう公的性が強いよみたいなことが表現できないですかね。要は、高い建物でも、上のほうは別にそんなに公的にする必要はなくて、低層の1・2・3ぐらいは意識的にそういうものを誘導してくださいよみたいなことって、どこかにそういう表現、平面的じゃなくて立体的な表現って、あるんですか。

事務局 : 建築物というところで、低層の部分には、例えば3章なんかで、店舗を誘導するような表現はあったかと思うんですけども、この景観づくりの範囲図の描き方の中では、特にそういう表現は、今、し切れていないと思います。確かに歩行者目線で考えたときに、とても高い建物があっても、結局目につくのは低層部分でしょうというのがあるので、高いところってあまり関係ないよというのは確かに委員のおっしゃるとおりなので、そこは確かに、今、うまく表現できていないところではあります。

西村委員 : 低層のそういうデザインとかに意識を払ってほしいよというのをどこかで入れておくといいんじゃないかと思います。

福井会長 : そうですね、この8ページの文章のほうですけども、「個人の財産となる建築物や敷地のうち公的空間から見える『沿道空間』も」というところに、低層部の商業施設なんかも含むというふうに書いていただくとわかりやすいでしょうし、可能であれば図のほうにも、低層にお店の断面を少し入れると、それが伝わると思います。

西村委員 : にぎわいがそこにあるような、3階にも人がいるような絵が入るといいんじゃないでしょうか。

福井会長 : 文言と絵で工夫をしていただけますでしょうか。

事務局 : はい。

福井会長 : お願いします。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、たくさんのご意見をいただきましてありがとうございました。多くのご意見をいただきましたが、ほぼ全てにつきましては、ご意見を反映させることで、微修正の範囲で対応できるというふうに思っております。ですので、今日いただいたご意見について後で対応するということを前提にして、修正前提で、この仮の国立市景観づくり基本計画案について承認ということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福井会長 : ありがとうございます。では、そのようにしたいと思えます。承認ということで、ありがとうございます。

これで、議題(1)の諮問事項、(仮)国立市景観づくり基本計画案についてを終了します。

続きまして、議題(2)のほうに入りますけれども、事務局のほうから何かございますでしょうか。

事務局 : 事務局から連絡が3点ございます。1点目なんですけれども、今、お話ししていただきました景観基本計画の今後の扱いなんですけれども、今回いただいたご意見のほうを事務局のほうで修正させていただいて、修正内容につきましては会長と事務局でやり取りをさせていただければと思えます。あと、もし仮に、今日の審議会の中で言い忘れたということがある場合には、今日、明日ぐらいまでであれば、意見の内容によっては計画のほうに反映できますので、あまり時間がない中ではございますけれども、ご意見をいただければと思えます。一応目安としては、修正したもので来週末に協議に諮る予定ですので、今日、明日であれば、ご意見のほうはお受けできるかなと思っております。それが1点目でございます。

それから2点目ですが、今後の審議会の予定なんですけれども、今のところ4月の中旬で予定をしております、今日なんですけれども、本日夕方ぐらいに日程調整のほうのメールをさせていただきたいと思えます。ですので、お返事をよろしく願います。審議案件は未定ではあるんですけれども、来週早々に大規模構想の届けが出るということで、そちらについてはおそらく審議会の案件になるかと思えますので、届けが出ましたら、4月の審議会の中でご審議をいただきたいと考えております。

それから3点目なんですけれども、連絡事項ということで、本日、この後のご予定なんですけれども、メールでご案内をさせていただいておりますとおり、旧国立駅舎の見学という形で手配をさせていただいておりますので、お時間のある方につきましては、この後、見学をしていただければと思えます。今が11時18分ぐらいかと思えますので、この後、審議会が終わりましたら、11時半に市役所1階の東口にお集まりいただければ、車で国立駅まで送迎をさせていただきますので、よろしく願います。見学はあくまで任意ですので、ご都合の悪い方はそのままお帰りいただいて結構ですので、よろしく願います。

事務局からは以上となります。

福井会長 : ありがとうございました。

案の追加意見については、今日中か明日ぐらいまでということをお願いいたします。

そのほか、皆様から何かございますでしょうか。

山川委員 : 駅舎見学はどれぐらいの時間を想定していますか。

事務局 : 15分ぐらいかなと思っておりますけれども。

山川委員 : 駅で落として解散と。

事務局 : そうですね、この後、市役所に戻りたい方については、帰り、そのまま、また車でお帰りいただけます。

福井会長 : よろしいでしょうか。

それでは、議事は全て終了いたしましたので、これをもちまして閉会といたします。
本日はありがとうございました。

(午前11時20分)以上